

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	児童扶養手当システム情報ファイル	
行政機関等の名称	琴浦町役場	
個人ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉あんしん課	
個人情報ファイルの利用目的	児童扶養手当法による児童扶養手当給付事業の適正実施	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日・年齢、4 住所、5 電話番号、6 職業・勤務先、7 配偶者有無、8 障がい有無、9 公的年金受給状況、10 口座情報、11 認定日、12 証書番号、13 扶養人数、14 養育費の額、15 所得の状況、16 児童氏名、17 児童性別、18 児童生年月日・年齢、19 児童続柄、20 児童同居・別居状況、21 児童障がい有無、22 児童父母の氏名・生年月日、23 扶養義務者氏名、24 扶養義務者続柄、25 扶養義務者の所得の状況	
記録範囲	児童扶養手当法における支給対象者、支給要件に該当する児童、その扶養義務者	
記録情報の収集方法	町民生活課、税務課、本人から提出される児童扶養手当認定請求書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 琴浦町役場総務課	
	(所在地) 689-2392 琴浦町大字徳万 591 番地 2	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	<p>児童扶養手当法施行規則 (証書の訂正)</p> <p>第十九条 手当の支給機関は、氏名の変更の届書若しくは住所の変更の届書(第十五条第二項に係る届書及び手当の支給機関の変更を伴う住所の変更に係る届書を除く。)又は同条第三項の書類を受理したときは、これらの届書又は書類に添えて提出された児童扶養手当証書の当該事項を訂正して、これを受給者に返付しなければならない。</p>	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	
備 考	